

西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、公正証書等は養育費の取決めを交わした文書であり、公正証書（強制執行認諾約款付き）、調停証書又は確定判決とする。（以下「公正証書等」という。）

(目的)

第2条 この補助金は、養育費に関する公正証書等の作成にかかる本人負担費用を補助することにより、ひとり親等（配偶者のない者で現に児童を扶養している者）の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、西宮市内に住所を有し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めにかかる債務名義を有している者
- (2) 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している者
- (3) 養育費の取決めにかかる経費を負担した者
- (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、養育費に関する公正証書等作成費用補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、公証手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代とし、補助金の交付の申請を行った者（以下「申請者」という。）が負担した費用とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費のうち5万円を上限として、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 申請者は、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付申請書兼請求書（様式1号）（以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。交付申請期間は公正証書等を作成した日（令和4年7月8日以降の日に限る）以降で、全ての要件を満たした日の翌日から6か月以内とする。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

2 前項の申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し、児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し
- (2) 補助対象の領収書等
- (3) 公正証書等の写し
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を決定したときは、申請者に対し、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定通知書(様式2号)により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金不交付決定通知書(様式3号)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容に不服があり、申請を取下げようとするときは、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付申請取下書(様式4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(交付の時期等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合においては、決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合は西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定取消通知書(様式5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、第7条による申請の取下げがなされた場合又は前条による決定の取消

しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて申請者から補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は令和4年7月8日から実施する

西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

西宮市長 様

住 所 西宮市.....

名 前

電話番号.....

西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請及び請求します。

なお、補助金の交付に当たり必要な事項の確認のため、公簿等の閲覧、市税等の課税・納付状況に関する調査及び領収書、養育費の取決めを交わした文書等の写しを取ることに同意します。

記

1 交付申請・請求額 _____ 円

2 添付資料（公簿等により確認することができる場合は省略することができる）

※該当するものにチェック

- 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し
(児童扶養手当を受給していない方は、当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し)
- 補助対象の領収書等の写し
- 養育費の取決めを交わした文書の写し
- 振込先のわかるもの（通帳等）の写し
- その他（ ）

3 補助金振込口座 ※申請者本人名義の普通預金口座に限る

| 銀行名 (銀行番号) | 銀行 () | 支店名 (支店番号) | 支店 () |
|----------------|-----------|---------------|-----------|
| 口座番号 | | | |
| 口座名義 (カタカナ) | | | |

様式2号（第6条関係）

西子家援指令第 号

令和 年 月 日

西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定通知書

様

西宮市長 ○○ ○○

令和 年 月 日 付で交付申請のあった西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金について、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

様式3号（第6条関係）

西子家援指令第 号

令和 年 月 日

西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金不交付決定通知書

様

西宮市長 ○○ ○○

令和 年 月 日 付で交付申請のあった西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金について、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり不交付と決定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

〈補助金を交付することが不相当であると認めた理由〉

様式4号(第7条関係)

西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

西宮市長 様

住 所 西宮市.....

名 前.....

電話番号.....

令和 年 月 日付け西子家援指令第 号で交付決定通知のあった西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金について、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱第7条の規定により、申請を取り下げます。

記

〈取下げの理由〉

様式5号（第9条関係）

西子家援指令第 号

令和 年 月 日

西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定取消通知書

様

西宮市長 ○○ ○○

令和 年 月 日 付で交付申請のあった西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金について、西宮市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

〈補助金の交付決定を取り消す理由〉